

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、「株主重視」の基本方針のもと、企業価値の向上と株主への利益還元を経営の柱としております。その実現のために、株主、お客様、取引先、地域社会、従業員等といった当社を取り巻く様々なステークホルダーと良好な関係を築き、地域社会に貢献しうる企業を目指して努力しております。経営の透明性・公正性を確保し、迅速な意思決定に努め、経営システムが適切に運用できるよう、以下の5点を基本方針に掲げ、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

1. 株主の権利・平等性を確保するとともに、適切な権利行使に係る環境整備や権利の保護に努めます。
2. 株主以外のステークホルダー（お客様、取引先、地域社会、従業員等）との適切な協働に努めます。
3. 法令に基づく開示を適切に行うとともに、主体的な情報発信も行き、透明性の確保に努めます。
4. 透明・公正かつ機動的な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
5. 株主との建設的な対話に努めます。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則4-2-1】経営陣の報酬（中長期的な業績と連動する割合や、現金報酬と自社株報酬との割合）

当社の役員報酬は【原則3-1(3)】に記載した方針で決定しておりますが、当社の業績および株式価値の連動性をより明確にし中長期的な業績の向上と企業価値の向上への貢献度を高めることや、株主との価値の共有を進めることを目的とし、報酬全体の構成や割合を勘案したインセンティブプランを検討しております。

【原則5-2】経営戦略や経営計画の策定・公表

当社は、当社グループの事業の拡大および収益力の向上等による株主価値の拡大を目指し、主力事業であります子育て支援事業を積極的に展開するために必要となる十分な株主資本の水準および安定的な経営を担保する株主構成を保持することを資本政策の基本と考えており、利益配分については、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、連結配当性向30%前後の業績連動型配当の継続実施を基本方針としております。

また、当社は、平成27年5月8日に、平成28年3月期から平成30年3月期における3ヶ年の中期経営計画を策定し重点目標や売上高及び経常利益を掲げておりましたが、平成30年6月28日開催の定時株主総会の議案として、株主から、取締役の選任に係る株主提案を受けていたため、今後の経営体制について未確定な要素が多く、業績予想を算出することが困難な状況となっております。今後の中期経営計画につきましては、合理的に予測可能となった時点で公表いたします。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】いわゆる政策保有株式

（政策保有株式に関する方針）

当社は、事業戦略、取引先との取引上の関係等を総合的に勘案し、当社グループの企業価値の向上と経営に資すると判断されるものにつき政策保有をすることもありえます。また、得られるリターンとリスクについては、常に適正なものとなるよう、取締役会等で評価することとなっております。

（議決権行使に関する基本方針）

当社は、提出される議案内容を吟味し、投資先企業の戦略・経営計画に沿ったものであるか、株主利益を損なうものでないかを判断した上で議決権を行使いたします。

【原則1-7】関連当事者取引

当社および当社グループが、当社役員、また、当社役員が兼務している会社や主要株主等と関連当事者取引を行う場合には、当該取引について、取引の規模および重要性に応じた審査を経るために取締役会にて承認を得て行うこととなっております。

また、その取引実績につきましては、関連法令に基づき、適時適切に開示しております。

【原則3-1】情報開示の充実

(1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社では、タイムリーディスクロージャーの重要性を認識し、法令に基づく開示のほか、投資者の投資判断において重要と思われる事項はもとより、投資者に対する積極的な情報開示を行っており、主体的な情報発信に努めております。

会社の目指すところに関する「経営理念」「行動準則」は、当社ホームページにて開示しておりますので、ご参照ください。なお、中期経営計画につきましては、合理的に予測可能となった時点で公表いたします。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当コーポレートガバナンス報告書「1-1. 基本的な考え方」に記載しております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役及び監査役の報酬等は、月額報酬（固定）のみで構成されております。

報酬の決定に関する方針は、会社の業績に応じ、業務執行を行う役員においては、各担当責任部門における職責及び各人業績等を勘案し、常勤取締役報酬規程に基づいて方針を決定し、株主総会決議により定められるそれぞれの報酬総額の限度内で、取締役の報酬においては取締役会の決議にて、監査役の報酬においては監査役の協議にて決定しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社では、以下の指名に関する方針に基づき、代表取締役が取締役および監査役候補者の原案を作成して取締役会に提案し、取締役会で決定しております。

取締役の指名におきましては、グループ全体のコーポレートガバナンス体制の向上を率先して図ることができ、グループ経営方針に沿った事業会社の業務執行を執り行う経験・能力を有するなど全体のバランスを配慮して選定することとしております。

監査役の指名におきましては、法務・財務・企業経営等の幅広い知識と見識を有し、業務執行役員の監視・監督と適切な助言・指導ができる事を基準に選定することとしております。

(5) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明

当社定時株主総会招集通知に取締役および社外監査役の選任理由を記載しております。

取締役および社外監査役の選任理由につきましては、当社ホームページにて開示しております「第23回定時株主総会招集ご通知」、「第25回定時株主総会招集ご通知」及び「第26回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類をご参照ください。

【原則4-1-1】 取締役会による経営陣に対する委任の範囲の概要

当社の取締役会は、経営の意思決定および監督機関とし、決議すべき事項は、法令・定款に定められた事項、重要な業務等に関する事項を基準に分類し、取締役会規程にて定められております。それ以外の意思決定については、決裁権限基準に則り、代表取締役社長をはじめとする経営陣が行っております。

取締役会での意思決定に基づく業務執行体制として、業務執行責任者である各事業部門の担当取締役が補助会議体として業務分野別の会議体を設け、業務執行の分離の確立を図っております。

各会議体においては、取締役会で決定された方針の具現化や各課題に関する対応や対策を各事業分野に精通したメンバーで協議し、また、取締役会へ報告・決議が必要な各事業分野ごとの案件等について様々な観点から内容を精査・検討し、取締役会へ報告・議案を付議する体制をとっております。

各会議体の内容は、取締役および監査役に報告され、部門ごとの具体的な課題や問題を迅速に察知、対処できる仕組みとなっております。

【原則4-8】 独立社外取締役の有効な活用

当社の社外監査役1名を独立役員として東京証券取引所へ届け出ております。

【原則4-9】 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立性のある社外取締役および社外監査役を選任することを基本方針としており、以下に該当しないことを基準としております。

- a. 当社の親会社又は兄弟会社の業務執行者
- b. 当社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当社の主要な取引先若しくはその業務執行者
- c. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
- d. 最近において上記a～cまでに該当していた者
- e. 次の(a)から(c)までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。 )の近親者
  - (a) 上記aからdまでに掲げる者
  - (b) 当社又は子会社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。 )
  - (c) 最近において(b)に該当していた者

また、上記の独立性に関する要件に加え、当社の経営に対し率直かつ建設的に助言し監督できる高い専門性と豊富な経験を有していることを重視しております。

【原則4-11-1】 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方、取締役の選任に関する方針・手続き

当社の取締役および監査役の選任手続きは【原則3-1(4)】に記載のとおりですが、女性取締役および監査役の登用など、コーポレートガバナンス機能の充実と事業の特性に応じた業務執行力の発揮を図るなど、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保することとしております。

また、取締役会の機能を効果的に発揮できる適切な規模の維持にも努めており、当社の取締役会での議論のプロセスや審議の結果のいずれの点におきましても、経営の健全性や透明性、業務執行の有効性や効率性を維持できるものと考えております。

【原則4-11-2】 取締役・監査役の兼任状況

社外を含む取締役および監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力に支障がないことを確認した上で選任をしております。特に社外役員の選任においては、当社取締役会への出席に特段の支障がないことを確認しております。

各役員の兼任状況につきましては、株主総会招集通知、有価証券報告書を通じ開示しておりますので、ご参照ください。

【原則4-11-3】 取締役会全体の実効性についての分析・評価結果の概要

当社は、取締役会の実効性を高めるために、取締役会による経営の監督の実効性及び適正性について、取締役全員に対してアンケートを行いました。取締役会は、その結果について取締役会事務局から報告を受けた上で、取締役会全体の実効性について分析・評価を行いました。今後も当社は、この評価結果に基づいて改善を図ることにより、取締役会による経営の監督の実効性及び適正性の一層の向上に努めてまいります。

【原則4-14-2】 取締役・監査役に対するトレーニングの方針

取締役および監査役がその役割・責務を適切に果たすために必要なトレーニングおよび情報提供を適宜実施しており、それに生じる費用は当社が負担しております。

具体的には、取締役または監査役が新たに就任する際は、関連規程や法律およびコーポレートガバナンスに関する研修等を行い、新たに就任する役員が社外の場合は、当社および当社グループの経営戦略や事業内容および状況等の理解を深めるために、必要な情報提供を行うとともに、各施設への視察を行う等の施策を実施しております。

また、就任後も法改正や経営管理、経営課題に関する研修の提供を行う等、継続的に実施しております。

【原則5-1】 株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針

当社では、タイムリーディスクロージャーの重要性を認識し体制整備を行っており、これに基づいたIR活動を実施することで株主・投資家との信頼関係を築き、企業価値の最大化を図っております。

IRおよびPR活動は、代表取締役社長をトップとし、管理部および社長室広報課が連携して行っております。実務に関する担当部署である管理部(総務・経理・財務)および社長室広報課においては、役割分担を明確にした開示体制を構築し、各部門との情報共有や連携を図り、適時開示情報のみならず、当社ホームページやプレスリリース等を活用し広範な情報開示に積極的に努めております。また、定期的に決算説明会の開催を行うほか必要に応じて個別面談を行うなど、様々な形で情報発信を行い、株主等との対話の促進を図っております。

そのIR活動で得られた株主・投資家からの意見につきましては、必要に応じ取締役会へ報告がなされております。

また、IR活動や情報開示にあたっては、内部者取引防止規程に基づき、関連法令を遵守して行うこととしております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
マザーケアジャパン株式会社	24,074,800	27.40
ジェイ・ピー従業員持株会	5,730,500	6.52
ほがらか信託株式会社信託口A - 1	3,219,100	3.66
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	2,314,100	2.63
王 厚龍	2,280,000	2.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,096,100	2.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,676,300	1.91
THE BANK OF NEW YORK 133524	1,600,500	1.82
株式会社S S B Fコンサルティングサービス	1,522,100	1.73
JCテクノロジー株式会社	1,424,200	1.62

支配株主(親会社を除く)の有無 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	マザーケアジャパン株式会社
--	---------------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

取締役の坂井徹氏は、支配株主の代表者であります。当社は支配株主との間で取引を行っておらず、今後も取引を行うことを予定しておりませんが、取引が発生する場合には、一般株主をはじめとするステークホルダーからみて、不当な利益供与・享受を行っているとの疑義をもたれることのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議した上で判断し、少数株主の権利を保護することに努めてまいります。

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	4名
社外取締役の選任状況 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	2名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

会計監査人および監査役並びに内部監査室は定例ミーティングとして四半期ごとに情報交換の機会を設けており、また、常勤監査役と内部監査室室長は社内ですら常に各種の情報交換や意見交換を行い、相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
押味由佳子	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
押味由佳子		独立役員に選任しております。	企業法務に関する豊富な知識と経験から、疑問等を明らかにするため質問をし、助言・提言を行っていることから選任しております。

### 【独立役員関係】

独立役員の数 更新

1名

その他独立役員に関する事項

当社は、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立性のある社外取締役および社外監査役を選任することを基本方針としており、以下に該当しないことを基準としております。

- a. 当社の親会社又は兄弟会社の業務執行者
- b. 当社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当社の主要な取引先若しくはその業務執行者
- c. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
- d. 最近において上記a～cまでに該当していた者
- e. 次の(a)から(c)までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者
  - (a) 上記aからdまでに掲げる者
  - (b) 当社又は子会社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。)
  - (c) 最近において(b)に該当していた者

また、上記の独立性に関する要件に加え、当社の経営に対し率直かつ建設的に助言し監督できる高い専門性と豊富な経験を有していることを重視しております。

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の役員報酬は【原則3-1(3)】に記載した方針で決定しておりますが、当社の業績および株式価値の運動性をより明確にし中長期的な業績の向上と企業価値の向上への貢献度を高めることや、株主との価値の共有を進めることを目的とし、報酬全体の構成や割合を勘案したインセンティブプランを検討しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成30年3月期における取締役に対する報酬の内容は、8名の取締役(社外取締役3名を含む)に対して147,950千円を支払っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

取締役および監査役の報酬等は、月額報酬(固定)のみで構成されております。

報酬の決定に関する方針は、会社の業績に応じ、業務執行を行う役員においては、各担当責任部門における職責及び各人業績等を勘案し、常勤取締役報酬規程に基づいて方針を決定し、株主総会決議により定められるそれぞれの報酬総額の限度内で、取締役の報酬においては取締役会の決議にて、監査役の報酬においては監査役の協議にて決定しております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、管理部が取締役会をサポートする事務局として次のようなサポートを行っております。

1. 取締役会の議案・資料等のとりまとめを行った上で、議長と事前打ち合わせを行い、招集通知の発送と同時に資料の配布を行っております。
2. 経営等の把握および適切な意思決定を行うために必要な情報について、事務局が適宜提供しております。
3. 毎月開催される定例取締役会と四半期ごとの決算取締役会に関する年間スケジュールを作成し事前に配布しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

### 取締役会

取締役4名(男性4名)と、常勤監査役1名、社外監査役1名の監査役計2名(男性1名、女性1名)の合計6名で構成される取締役会を原則毎月一回開催し、経営に関する重要な意思決定及び各部門の業務執行状況の報告を行っております。

なお、当社は、平成30年6月28日開催の定時株主総会の決議結果により、社外取締役選任議案及び監査役選任議案が可決されなかったため、社外取締役を選任しておらず、また、社外監査役の員数に欠員が生じております。速やかに、臨時株主総会を招集し、社外取締役及び社外監査役選任議案を上程する予定であります。

### 監査役

常勤監査役1名(男性)、社外監査役1名(女性1名)を選任しております。

なお、上記とは別に、平成30年6月28日開催の定時株主総会にて監査役3名が任期満了となりましたが、監査役選任議案が可決されなかったため、監査役の員数に欠員が生じております。そのため、新たな監査役が選任されるまでの間、三氏は権利義務を有しております。今後、速やかに、臨時株主総会を招集し、監査役選任議案を上程する予定であります。

監査役は取締役会に出席し、意思決定及び業務執行状況について公正で客観的な立場から監視・監督を行い、経営の監視機能を果たしております。

また、監査役は自ら業務監査を行うほか、その機能強化と有効性を高めるため、内部監査室及び会計監査人と情報を共有し互いに連携しております。

### コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、当社の役員、当社子会社の役員及び当社顧問弁護士の男性10名、女性5名で構成されております。委員長は当社顧問弁護士であり、社外委員として当社社外監査役1名及び委員長とは別の当社顧問弁護士2名、社内委員として当社常勤監査役、当社代表取締役、当社子会社の役員8名が参加しております。なお、上記人数のほか権利義務を有している監査役3名が参加しております。

コンプライアンス委員会では、当社グループの企業活動の中で発生した、もしくは発生しうる事象を取り上げ、その事象の事実確認や分析を行い、当社グループが法令を遵守したうえで企業活動を行っているか否かをチェックしております。

### 会計監査人

会計監査人は監査法人東海会計社を選任しており、会計監査業務を執行した公認会計士は塚本憲司氏、大島幸一氏であります。

### 独立役員

社外監査役である押木由佳子氏は、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため独立役員に選任しております。

### 社外取締役

当社は、平成30年6月28日開催の定時株主総会の決議結果により、社外取締役選任議案が可決されなかったため、社外取締役を選任しておりません。速やかに、臨時株主総会を招集し、社外取締役選任議案を上程する予定であります。

### 内部監査室

当社は社長直轄の内部監査室を設置しております。名古屋の本社に2名と保育事業の中心である東京の保育本部に8名配置し、当社及び全ての子会社の管理部門の監査や保育所の安全衛生面等の監査を行っており、当社社長への報告及び被監査部門への改善指示を行っております。

また、監査役及び会計監査人と常に関係交換を行っておりますが、定例のミーティングとして、内部監査室及び監査役、並びに会計監査人が四半期ごとに情報交換等の相互連携を行っております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役制度を採用しており、会社法で定められた機関として株主総会、取締役会および監査役会を設置しております。

当社の取締役会は、株主に対する受託者責任を全うすべく持続的な企業価値の向上を目指し、その責任を果たすための経営上の重要な意思決定とその業務執行の監督や法定事項の決議等に関する中心的な機能を担っております。

さらに、取締役会での意思決定に基づく業務執行体制として、業務執行責任者である各事業部門の担当取締役が補助会議体として業務分野別の会議体を設け、業務執行の分離の確立を図っております。

各会議体においては、取締役会で決定された方針の具現化や各課題に関する対応や対策を各事業分野に精通したメンバーで協議し、また、取締役会へ報告・決議が必要な各事業分野ごとの案件等について様々な観点から内容を精査・検討し、取締役会へ報告・議案を付議する体制をとっております。各会議体の内容は、取締役および監査役に報告され、部門ごとの具体的な課題や問題を迅速に察知し、対処できる仕組みとなっております。

監査役会は、原則毎月一回開催しております。各監査役は、取締役会、その他重要な会議に出席し意見を述べるとともに、代表取締役との意見交換や取締役等から適宜業務の執行状況を聴取すること等により、取締役の職務執行の適正性および適法性を監査しております。

こうした運営体制のもとで、それぞれの持つ機能と役割が当社のコーポレート・ガバナンスを有効に機能させるに通ったものであると考えております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の発送につきまして、早期発送するよう努めております。 (第25回定時株主総会招集通知 平成29年6月8日発送 法定期限の6日前発送)
集中日を回避した株主総会の設定	当社では、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点から、招集通知の早期発送に努めるほか、招集通知の発送前に当社ホームページに同通知のPDFファイルを掲載しております。株主総会の開催日については、適正な財務報告や監査日程の十分な時間の確保の観点から決算日程を考慮し決定しております。今後におきましても、決算日程の短縮に努めつつ、株主総会関連の日程の適切な設定を行う所存であります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成28年6月29日開催の第24回定時株主総会から、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を開始いたしました。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知は英訳版を作成し、東京証券取引所及び当社のウェブサイトに掲載しております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回程度開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとに開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	財務データ、適時開示事項、プレスリリース、会社説明会資料、決算説明資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	(情報取扱責任者)管理部 部長 松宮 美佳 (事務連絡責任者)管理部財務課 課長 尾関 和磨	
その他	<p>当社では、タイムリーディスクロージャーの重要性を認識し体制整備を行っており、これに基づいたIR活動を実施することで株主・投資家との信頼関係を築き、企業価値の最大化を図っております。</p> <p>IRおよびPR活動は、代表取締役社長をトップとし、管理部および社長室が連携して行っており、実務に関する担当部署である管理部(総務・経理・財務)および社長室においては、役割分担を明確にした開示体制を構築し、各部門との情報共有や連携を図り、適時開示情報のみならず、当社ホームページやプレスリリース等を活用し広範な情報開示に積極的に努めております。また、定期的に決算説明会の開催を行うほか必要に応じて個別面談を行うなど、様々な形での情報発信を行い、株主等との対話の促進を図っております。</p> <p>そのIR活動で得られた株主・投資家からの意見につきましては、必要に応じて取締役会へ報告がなされております。</p> <p>また、IR活動や情報開示にあたっては、内部者取引防止規程に基づき、関連法令を遵守して行うこととしております。</p>	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明
------

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>当社グループ従業員全員が節電の意識を持ち、地道なエコ活動を行っております。また、自然共生社会や低炭素社会に向けては、当社グループが運営する保育所の一部に地中熱エネルギーを利用した空調システムや太陽光発電システムを導入しCO2排出量削減に努めております。その他、保育所では、人体に優しい飲食物の提供に取り組んでおります。</p> <p>当社のCSR活動としましては、貧困世帯の子どもを支援するNPOへの寄付を現在行っております。今後は、NPOと協力し、当社従業員による子どもへの学習支援等、人的な支援も積極的に行ってまいります。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>当社では、タイムリーディスクロージャーの重要性を認識し、株主をはじめとする様々なステークホルダーへのタイムリー且つ正確な情報伝達ができるよう、適時開示情報のみならず、当社ホームページやプレスリリース等を活用し広範な情報開示に積極的に努めております。</p>



## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方及び整備の状況  
業務の適正を確保するための当社の内部統制システムに関する基本方針及び整備状況は次のとおりであります。

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
各種規程を整備するとともに、法令及び定款を遵守したコンプライアンス体制の強化を図り、社長以下全取締役をけん制するために、弁護士を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、原則、毎月1回開催とする。  
当社ではコンプライアンスを単に法令遵守として捉えるのではなく、企業倫理の考えを含めたものとして捉え、行動準則を制定し周知するとともにコンプライアンス教育・研修を継続的に行い、より高次元での経営体制を構築する。  
また、取締役及び使用人が社内において、法令及び定款違反行為を発見した時や疑義ある行為が行われようとしていることに気づいた時は、匿名でも当社顧問弁護士を通じて会社に通報することができるなど未然に防止する体制として社内通報制度を構築し、運用する。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制  
取締役はその職務に係る以下の文書(電磁的記録を含む。以下同じ。)その他の重要な情報を社内規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存、管理を行う。  
ア. 株主総会議事録  
イ. 取締役会議事録  
ウ. 取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録又は指示事項と関連事項  
エ. 取締役が決裁者となる決裁書類  
オ. その他の取締役の職務の執行に関する重要な文書  
カ. 会社法・金融商品取引法等の法令によって秘密として管理すべき経営情報、営業秘密及び顧客等の個人情報  
キ. 上記各号に付帯関連する資料  
代表取締役社長は上記の情報の保存及び管理を監督する責任者となっている。管理部長は代表取締役社長を補佐し、上記に定める文書その他の重要な情報の保存及び管理を行う。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
安全に関する問題、天災に関する問題、コンプライアンスに関する問題、情報セキュリティに関する問題、その他当社における様々なリスクを組織横断的に、また各組織ごとに想定し、あらゆるリスクに対処すべくリスク管理体制を構築する。  
また、新たに発生するリスクについては社長の指揮のもと、速やかに対応できる体制を構築し対処する。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
社長以下取締役全員と全監査役が出席する取締役会を原則として毎月1回開催し、上程された議案を審議、決議すると同時に、業務執行状況に関する報告及び重要事項についての意思決定を行う。  
取締役会で決定した重要事項について、各部門長から具体的な業務執行の指示を出し、業務を展開する。また、業務分掌、決裁権限基準などの規程を定め、重要性に応じた意思決定を行う。
- 企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社及び子会社はグループ共通の「経営理念」と「行動準則」に基づき、グループの役職員全員が一体となって適正な業務運営に努めるよう、以下の体制をとる。  
・子会社に対しては、当社常勤監査役が監査役に就任するなど、各子会社の業務執行状況を監査し、業務の適正を確保する体制を構築する。  
・当社の取締役会で、子会社の経営状況についての報告及び重要事項についての事前協議を行い、子会社の自主性を尊重しつつ適正に経営されているかを確認する。  
・内部監査室が、当社の子会社管理の状況や子会社の業務に関する監査を実施する。
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する体制  
当社は、現在の会社の規模から、監査役の職務を補助すべき使用人を置いていないが、必要に応じて取締役と監査役が協議し、その職務を補助するスタッフを置く。
- 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役付使用人の独立性、指示の実効性を確保するため、当該使用人に対する人事異動及び考課は常勤監査役の事前の同意を得る。
- 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制  
監査役は、取締役会など重要な意思決定を行う会議に出席し、取締役及び使用人から重要な決定に関する報告を受ける。  
また、法令に違反すること、業務の執行に重大な影響をおよぼすもの及び当社に損失を与える事態の発生など、異常が発生したときには即座に監査役に報告する体制を構築する。  
なお、これらの報告に関しては、各種規程により報告者の個人情報の保護と報告したことによる不利益が生じないよう適正な措置をとる。
- その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役が、取締役や使用人から常に報告を受け、業務の執行状況を把握できるような体制を整える。  
また、会計監査人と連携をとり、定期的に各地の施設に出向き、不正や法令違反がないかの調査を行う。  
監査役は、必要に応じて会計監査人・弁護士に相談することができ、その費用は会社が負担する。
- 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制  
金融商品取引法の定めに基づき、財務報告の信頼性及び適正性を確保するために、全社統制、業務プロセスの統制を強化する内部統制システムを構築・運用・評価し、不備があれば是正する体制を構築する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

#### 1. 基本的な考え方

反社会的勢力との関係を一切持たず、有事の際は積極的に外部専門機関に相談し、管理部総務人事課を中心とした組織で毅然とした態度で排除することを基本方針とする。

#### 2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ・対応統括部署は管理部総務人事課としている。
- ・警察の担当者と平時から意思疎通を行い、企業防衛協議会等の外部専門機関と連携をとり、情報収集に努め、反社会的勢力に関する情報を管理・蓄積している。
- ・警察及び外部専門機関や民間企業の情報を活用し、取引先の審査や株主の属性判断を行っている。
- ・取引先等との契約書に反社会的勢力を排除する条項を導入している。
- ・不当要求等の有事の際には、担当部署が速やかに担当取締役に報告し、弁護士や警察及び外部専門機関と連携をとり、組織全体として対応に当たっている。
- ・各部門における各種研修時に反社会的勢力に関する情報伝達や研修を行っている。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社では、現時点では、買収防衛策の導入予定はありませんが、TOB等の発生時には適時対応方針を発表してまいります。

株式会社の支配に関する基本方針

当社は、株式の大量取得を目的とする買付が行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えており、経営支配権の異動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら、一般にも高値での売抜け等の不当な目的による企業買収の存在は否定できないところであり、そういった買収者から当社の基本理念やブランド、株主をはじめとする各ステークホルダーの利益を守るのは、当社の経営を預かる者として当然の責務であると認識しております。

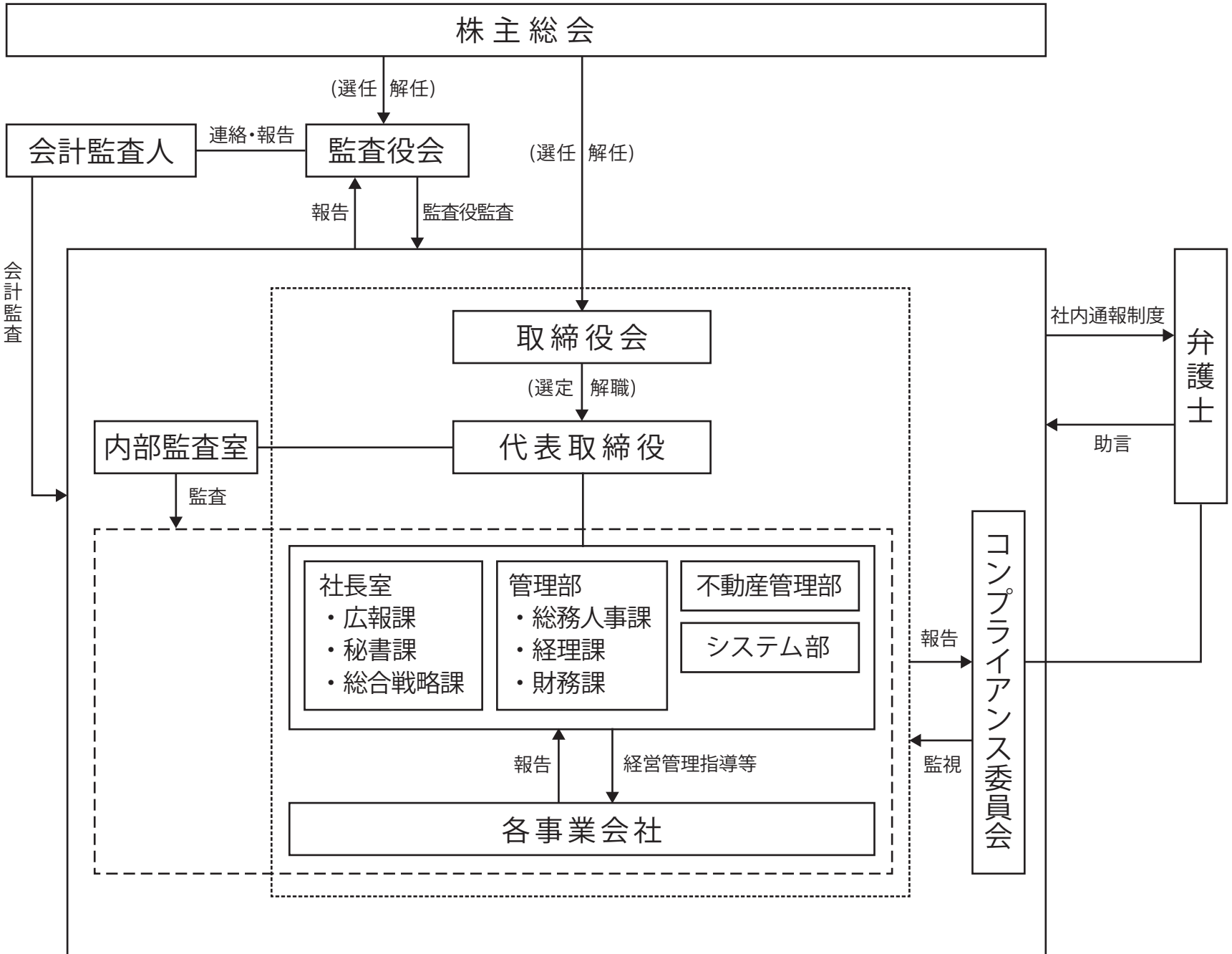
また、株式の大量取得を目的とする買付(または買収提案)に対しては、当該買付者の事業内容、将来の事業計画や過去の投資行動等から、当該買付行為(または買収提案)が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響を慎重に検討し、判断する必要があるものと認識しております。

現在のところ、そのような買付者が出現した場合の具体的な取組み(いわゆる「買収防衛策」)をあらかじめ定めるものではありませんが、当社としては、株主から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視するとともに、株式の大量取得を企図する者が出現した場合には、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じます。

具体的には、社外の専門家を交えて当該買収提案の評価や株式取得者との交渉を行い、当該買収提案(または買付行為)が当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない場合には、具体的な対抗措置の要否及びその内容等を速やかに決定し、対抗措置を実行する体制を整えます。

なお、買収防衛策の導入につきましても、重要な経営課題の一つとして、買収行為を巡る法制度や関係当局の判断・見解、世間の動向等を注視しながら、今後も継続して検討を行ってまいります。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 **更新**



## ② 適時開示体制の概要

